

## 申請できる障害年金の種類

- ア 国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年改正法」という。)による改正前の国民年金法による障害年金
- イ 厚生年金保険法による障害厚生年金及び昭和 60 年改正法による改正前の厚生年金保険法による障害年金
- ウ 昭和 60 年改正法による改正前の船員保険法による障害年金
- エ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。)附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの
- オ 平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金
- カ 平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの
- キ 平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金
- ク 平成 24 年一元化法附則第 78 条第 3 項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの
- ケ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号。以下「平成 13 年統合法」という。)附則第 16 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金及び平成 13 年統合法附則第 16 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する旧制度農林共済法による障害年金並びに平成 13 年統合法附則第 25 条第 4 項第 11 号に規定する特例障害農林年金
- コ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金